

工事の概要（参考）

本資料は、黒石税務署（19）電気設備工事の概要をお知らせするための参考資料であり、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではありません。本工事の詳細は、設計図書及び工事補足説明事項をご覧ください。

1. 工事の概要

本工事の概要は次のとおりです。

(1) 主な工事内容

○庁舎（鉄筋コンクリート造 3階建て 延べ面積 1,161㎡）

- ・電灯設備の新設を行います。
- ・動力設備の新設を行います。
- ・電熱設備の新設を行います。
- ・受変電設備の新設を行います。
- ・発電設備（太陽光発電）の新設を行います。
- ・構内情報通信網設備の新設を行います。
- ・構内交換設備の新設を行います。
- ・情報表示設備の新設を行います。
- ・拡声設備の新設を行います。
- ・誘導支援設備の新設を行います。
- ・テレビ共同受信設備の新設を行います。
- ・監視カメラ設備の新設を行います。
- ・防犯・入退室管理設備の新設を行います。
- ・火災報知設備の新設を行います。

○車庫（木造 平屋建て 延べ面積 30㎡）

- ・電灯設備の新設を行います。

○屋外

- ・構内配電線路の新設を行います。
- ・構内通信線路の新設を行います。

(2) 施工時期、施工時間、施工手順（想定）、施工条件等

- ・付近道路は通学路であり車両の通行に注意してください。

2. 実勢を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、主に以下の取組みを実施しています。

(1) 実勢を踏まえた積算の運用について

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価（平成31年3月）」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実勢を踏まえた価格設定を行います。

(2) 施工条件等の円滑な協議について

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件について監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断されたものについては、設計変更の対象となります。

(3) 現場代理人の常駐を要しない期間について

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、検査終了後の期間等においては、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、現場代理人の工事現場における常駐は要しません。（工事補足説明事項 1.（3）参照）

(4) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、検査終了後の期間等においては、主任技術者又は監理技術者の専任は要しません。（工事補足説明事項 1.（4）参照）

(5) 工事関係図書等に関する業務効率化について

受発注者相互の業務の効率化を目的とし、工事関係図書等に関する業務効率化のため、受注者への提出を求める工事関係図書等を明確化し、業務の効率化を図ります。

また、提出書類の簡素化について、工事着手前に監督職員と協議を行う工事としています。（工事補足説明事項1.（10）参照）

(6) 余裕期間を設定した工事について

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定しています。

受注者は、発注者が示した工事着手期限（令和2年2月14日）までの間で、工事の始期を自由に設定することができます。

工事の始期前の余裕期間内は、現場代理人の工事現場における常駐及び主任技術者又は監理技術者の配置は要しません。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことはできますが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事に着手することはできません。（工事補足説明事項1.（15）参照）

(7) 週休2日促進工事について

受注者が希望する場合に、工事着手前に発注者と協議したうえで週休2日に取り組み、「週休2日促進工事」としています。

現場閉所の状況に応じた補正係数により、労務費を補正し、請負代金額を変更します。（工事補足説明事項2.（24）参照）

(8) 入札時積算数量活用方式の適用について

入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる、「入札時積算数量活用方式」を適用しています。（工事補足説明事項8.（4）参照）

(9) 地域外からの労働者確保について

契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する工事としています。（工事補足説明事項8.（7）参照）